

副首都推進局理事等専決要綱

制定 令和8年4月1日

(趣旨等)

第1条 この要綱は、別に定めがあるもののほか、大阪市事務専決規程(昭和38年達第3号。以下「規程」という。)第25条第1項の規定に基づき、副首都推進局長(以下、「局長」という。)等の専決事項のうち、理事等が専決することができる事項及び市役所課長等専決規程(昭和23年達第5号。以下「課長等規程」という。)第11条第1項の規定による副首都推進局の各課長代理(課長等規程第2条第2号に規定する課長代理をいう。)が専決することができる事項について定めるものとする。

2 この要綱の定めるところにより専決できることとされた事項であっても、異例に属するもの、規定の解釈上疑義があるもの又は重要と認めるものについては、上司の決裁(承認を含む。以下同じ。)を受けなければならない。

3 知事の事務部局における事務の決裁に関して必要な事項は、大阪府事務専決規程(昭和36年11月1日訓令第41号)の規定に基づき、別に定めるものとする。

(理事の専決事項)

第2条 理事の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 部長の宿日直、時間外勤務、休日勤務、休日の振替その他勤務に係る命令、休暇(介護休暇及び介護時間を除く。)の承認、出勤及び退勤に係る軽易な届出の受付等に関すること

(課長共通専決事項)

第3条 課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 負担条件の伴わない、見積金額が100,000円未満の寄附収受に関すること。ただし、政策企画室長に通知すること

(総務担当課長専決事項)

第4条 総務担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 契約規則第3条第2項及び第5項の規定により、局長に委任された契約の締結に関すること。

ただし、予定価格が1件1,000,000円を超える事務事業の委託契約を除く

(2) 既決の内国出張(市内出張及び宿泊を伴わない本市近接地内の出張を除く。)の、出張内容の変更を伴わない旅費の確定による変更に関すること

(課長代理等専決事項)

第5条 課長が専決している事項で、当該課長が指揮監督する課長代理の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 係長以下の所属員の宿日直、時間外勤務、休日勤務、休日の振替その他勤務に係る命令、休暇(病欠休暇、介護休暇及び介護時間を除く。)の承認、出勤及び退勤に係る軽易な届出の受付等に関すること

附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

2 副首都推進局における契約事務等に係る専決要綱は廃止する。